

令和2年 第4回松田町議会定例会 会議録 (第1日目)

令和2年12月2日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 12人

1 番	唐 澤 一 代	2 番	古 谷 星工人	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
10 番	齋 藤 永	11 番	寺 嶋 正	12 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 なし

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	渋谷 好 人
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	参 事 兼 総 務 課 長	工 藤 義 孝
税 務 課 長	早 野 政 弘	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	依 田 貞 彦	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	竹 内 淳	書 記	鈴 木 美 紅
---------	-------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告

日程第 4 議長の諸般報告

日程第 5 陳情第 2 号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための
陳情

日程第 6 陳情第 3 号 松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について

日程第 7 一般質問

6. 議会の状況

議長 皆さん、おはようございます。朝晩の冷え込みも厳しくなってきましたが、新型コロナウイルス感染者がまた全国的に増加してきており、一向に終息の気配が見えない中で、営業時間の短縮など、経済への打撃は避けられません。足柄上地区も感染者数は少ないものの、治療薬開発まで予断が許されない状況ですので、この会期中にも感染予防に努めていただきたいと思います。

さて、去る11月25日、松田町告示第88号により、令和2年第4回松田町議会定例会の招集がされましたので、その旨を議員各位に通知しましたところ、本日は定刻までに御参集いただき、ここに本定例会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この定例会期間中も引き続き新型コロナウイルス感染予防を継続します。傍聴席は離隔2メートル以上を確保し、10席としております。マスクの着用、くしゃみ、せき、発熱の方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などをお願いしています。議員並びに町長以下職員もマスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行のため、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるようにマイクなどを活用して発言してください。なお、議場システムの老朽化により、壇上での発言はワイヤレスマイクで対応しておりますので、御不便をおかけしますが、適宜活用してください。また、議場は閉鎖された場所であり、長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。休憩中は窓を開けるなどして換気を行って

ください。

次に、ICTを活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持込み、議事に関する事項での使用を試験的に許可しておりますので、御理解ください。

会議に先立ち、皆様に御確認をお願いいたします。皆様のお手元に書類を配付してありますが、配付書類は当日配付書類一覧表のとおりであります。配付漏れはありませんか

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

それでは、ただいまの出席議員は、議員定数12名中12名であります。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第4回松田町議会定例会の開会を宣します。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。(9時00分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、議長から指名いたします。1番 唐澤一代君、2番 古谷星工人君の両名にお願いします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

本定例会を開催するに当たりまして、去る11月27日に議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和2年第4回松田町議会定例会の招集に当たり、11月27日、午前9時より、役場4階大会議室におきまして、委員6名中6名出席のもと委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は、本日12月2日から8日までの7日間といたします。

次に審議内容について申し上げます。本会議1日目の12月2日は、日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第7「一般質問」、受付番号1番の唐澤一代議員から受付番号8番の南雲まさ子議員までを行い、一般質問を終

了します。このうち、日程第5「陳情第2号安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情」は産業厚生常任委員会に付託し、審議を行っていただきますので、よろしくお願ひします。日程第6「陳情第3号松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情」については、散会する前に議会全員協議会を開催して付託先の決定をしていただきます。

本会議2日目の3日は、午前9時より、日程第8「発議第4号議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」から日程第13「議案第53号松田町下水道条例等の一部を改正する条例」の審議を行い、議会全員協議会を開催した後、日程第15「議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）」までの審議を行います。そのうち、議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例は産業厚生常任委員会に、議案第55号物品購入契約の締結について（令和2年度松田町立小中学校校務用パソコン購入）は総務文教常任委員会に付託して審査を行います。本会議終了後は、産業厚生常任委員会の時間を設けておりますので、付託された案件の審査をお願いします。また、午後2時30分から意見交換会を開催する予定です。議長及び委員長の指示でお願いをいたします。

本会議3日目の4日は、午前9時より、日程第16「議案第56号松田町地域集会施設等の指定管理者の指定について」から日程第21「議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定について」の審議を行い、議会全員協議会を開催した後、日程第23「議案第63号令和2年度松田町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」までの審議を行います。このうち、議案第61号松田町古民家「旧安藤邸」の指定管理者の指定については、産業厚生常任委員会に付託して審査を行います。本会議終了後は、総務文教常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示で継続審査及び付託された案件の審査をお願いをいたします。

12月5日（土曜日）、12月6日（日曜日）は休会とします。

12月7日は、午前に産業厚生常任委員会、午後は総務文教常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示で付託された案件の審査、報告書作成などをお願いします。

本会議最終日の12月8日は、午前中、産業厚生常任委員会の時間を設けておりますので、委員長の指示で付託された案件の報告書作成などをお願いします。午後は、議会全員協議会を開催した後、本会議を開催し、日程第24「同意第11号教育委員会委員の任命について」から日程第13「同意第13号人権擁護委員の推薦について」まで、即決でお願いをいたします。続きまして、日程第27「選挙第3号松田町外二ヶ町組合議会議員の選挙について」、日程第28「選挙第4号南足柄市外五ヶ市町組合議会議員の選挙について」を行い、日程第29「各種委員会委員等の諸般報告」、日程第30「委員会の閉会中の継続審査申出書」を行い、閉会といたします。

なお、最終日は、委員会へ付託した議案等についての委員会報告がなされると思いますので、当日配付される日程に追加します。また、会期中に町長より追加議案があった場合は、その都度取扱いを協議して日程に追加しますので、御承知おきください。

陳情については7件提出されております。議会運営委員会で審査した結果、5件を机上配付とさせていただきます。

以上で、議会運営委員会報告を終了いたしますが、不明な点がございましたら、私のほかにも委員がおりますので、補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。

議長 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

5 番 田 代 議長からこの内容について異議ございませんかという投げかけがありましたけれど、私は1点大きな疑問がありますので、議員の皆様質問させていただきます。委員長以外に議員の皆様にもです。よろしくお願いします。

陳情書、受理番号第3号、件名、松田町公園条例等の一部を改正する条例に関する陳情について、これについては、観光協会長 秋田谷様、商工振興会長 鍵和田様、商工青年会長 杉山様、元年度まつだ桜まつり実行委員長 久保寺様の4団体、4名の代表者から陳情書を頂いています。これを先ほどの委員長の報告では委員会に付託すると。付託先については散会前に全協で決定すると

いう説明でした。これについて、私は理解できません。

この陳情の取扱いについては、11月17日、議会全員協議会で皆様に議長からお諮りして、かなりの時間をかけて議論したと思います。そのまず1点が、議運の皆様、よろしいですか。そのとき出たお話として、陳情書を開いていただきたいと思います。団体の名称のある下から7行目です。読ませていただきます。「つきましては、先般の9月議会において否決されました松田町公園条例等の一部を改正する条例について、今年度の桜まつりから入園料として徴収させていただくことをお認めいただくよう陳情いたします」という内容でした。これについていろいろ意見が出ました。そのときに、私、メモにも取ってあるんですけども、この陳情については、ちょっと手法が違うんじゃないか。議会がこれを、入園料を徴収させていただくよう認めてくださいと言われても、できないのではないかと、9月に否決したものです。これについて、徴収させていただくようお認めいただくよう陳情いたします。これ自体、陳情を受け付けるべきでないという意見も出ました。ただ、趣旨は聞いてみないと分からないと。我々議会は、皆さん御存じのように、11月1日付の議会広報、その中で公園条例を否決した理由、これについて1ページにわたって記載しております。ですから、この団体については、この出された4団体の会長さんとお話しして、正・副議長からその説明をしていただくということになったはずです。それで、もし御理解いただければ意見交換会という形で、このことについてもっと話をしましょうよと、そこで私は終わったと思ってます。まずその内容について、11月の17日のことについて、そういう内容であったということを再確認させていただきますけども、議運の皆さん、いかがでしょうか。

6 番 井 上 議運のほうの委員長としての立場からですね、今の質問にお答えをしたいと思います。これにつきましてはですね、その場でですね、11月27日の議会運営委員会の中で、やはり町民から出た陳情書ですので、机上配付ではなくですね、内容について、今、5番議員が言われたように、松田町議会の決定と異なる部分もあるんですけども、どういうふうな形で対応するかということの審議はですね、やはり委員会で行うという委員の意見が大勢でしたので、議会運営委員会のほうの結果としてはですね、陳情としては委員会付託の中でですね、

より審議をしていただくという結果になったということを回答させていただきます。

5 番 田 代 委員長の説明は概略分かりました。それでは、議運の委員皆様方に1つ質問をいたします。お答え願いたいと思います。先ほど私が朗読させていただきました「つきまして」以降です。9月議会において否決した、我々議会としては、総意として、議会の総意として否決された。反対者2名いたかもしれませんけれども、それが議会の総意です。それで決定しました。そのことを、入園料徴収、入園料として徴収させていただくことをお認め願いますという陳情。これ、どういうふうな回答を出すんですか。1回否決したものを議会としてどういうふうな陳情で回答を出すんですか。全然理解できません。一人一人お答え願います。若い番号から言ってくださいよ。議長、お願いします。私はそういうふうな要望してるんです。進行をお願いします。

議 長 委員長、それでよろしいですか。（「委員長はいいですよ。ほかの次の議員一人一人に聞きたい。議運の委員に。」の声あり）ほかの議会運営委員会の委員の方の意見はいかがでしょうか。

8 番 中 野 私も議運の一人としてお答えさせていただきます。確かに5番議員がおっしゃるとおり、11月17日の全協でやられたことでございます。それで、私もそのときには、そのとき以降もですね、これは、陳情は確かに陳情として受け止めますが、徴収をさせていただくようにということは、議会に言うことではなくて、行政側に言うこととあります。したがって、これは、行政側が再度上程をしていただかなければこの話は進みませんよという話で私は考えておりました。私の気持ちはそういうことです。その旨は、上程をしていただくようにということで、非公式ではございますが、町長、副町長のほうにも申し添えております。以上です

10番 齋 藤 私も委員の一人でございます。そのとき私が申し上げたことについては、一度否決されたものがここに再度上がってくる自体が、まずおかしいではないかということをお伝えしました。ただですね、町民の皆さんの意見の中に、町民の要望の入っている中において、ただ机上配付ではなく、この希望をどのように解決していけたらどうなのかということで、先ほど前議員が申し上げたとおり、

これは行政側に出す問題であり、そのようなことをまず理解していただかなければいけないのかなということですので、その辺を委員会に付託して話を進めていったらどうかということでは理解しております。以上です。

議 長 ほかの方はいかがですか。

3 番 内 田 私も一委員としてその委員会に出席させていただいたんですけど、今、8番議員、それから10番議員がおっしゃったように、その中ではいろいろ御意見が出ました。その中で、この陳情書の内容が、この4団体から議会のほうにお願いというような文書になっております。それは、一度否決された案件ということで、これはお願いされても筋が違うんじゃないかということで、先ほど8番議員がおっしゃったように、これは町のほうから修正なりのものがあって、再上程された場合には、これは議会のほうでまた審議をするものではないかということで、一応結論がなりました。それで、一応委員会付託となっておりますけど、その中では、本日の…あ、すみません、明日ですか、またこの4団体をお呼びになって、議会としての考え方、それからその4団体の考え方をもう一度意見交換で聞こうじゃないかということで、一応そういう結論で議運ではなかったと思います。

議 長 4番 平野君はいかがでしょう。（「ちょっと待ってください。」の声あり）

5 番 田 代 今、3名の方、丁寧な回答ありがとうございます。その関係については、ちょっと私、持論があるんですけども、それは後に述べさせていただくことといたしまして、先ほどの私が11月17日、議運で皆様とこの取扱いについてどうしましょうと、議長から投げかけのあった内容については、今まで皆さんの確認したとおり、間違いはないということでよろしいわけですよね。はい。そうしましたら、すみません、まず1点目に時系列で説明願いたいのが、この内容について、陳情の出し方がちょっとおかしいよという中で、でも意見は聞かないといけない、我々の公園条例を否決した理由、これについてもお話し願いたいということで、初めに正・副議長からこの4団体の方にお話しするという事になったかと思っております。そのことについて、まず回答をお願いいたします。

6 番 井 上 今ですね、日程としましては、会期の決定についてという形の中で、私のほうで議会運営委員会のほうで日程の報告をさせていただきました。今、田代議

員のほうはですね、やはりもうその後の陳情のですね、段階に入ってきているというふうに思います。

今、議会運営委員会のほうの委員にですね、それぞれの考え方を発言してほしいということで意見がございましたけれども、基本的にはですね、陳情は、机上配付にするかどうかを決めるところであって、もう、例えばこの陳情の第2号、第3号ということで議事日程に入っています。それはですね、それぞれの委員会付託としての結果として、陳情の取扱いについては、採択、趣旨採択、不採択があります。議会運営委員会のほうでは、これを机上配付にしなかったというのは、机上配付というのはですね、陳情の取扱いの4番目で、これはもう全然陳情に該当しないものであるから机上に配付して皆さんのほうで理解をしていただきたいということでやりますので、今回5件の陳情は机上配付になっています。しかし、ここでの陳情第2号、第3号についてはですね、やはりそれをどういうふうにするか。不採択にするのかどうかというのを、まして町民の方から上がってきている陳情であるのですね、それを委員会の中でその取扱いをどうするかを慎重に審議をすることが必要だという意味でですね、第2号、第3号については付託とするまでを議会運営委員会のほうで取り上げたということで理解をしていただきたいと思います。

決してもうこの陳情書は、議会運営委員会で採択をしますということで取り上げたわけではないということで理解をしていただきたいと思います。以上です。

5 番 田 代 理解できません。まず初めに、会期の決定は決定で置いて、この内容について会期の決定は了承するよということだと思います。12月8日までこういう内容でやるよということが会期の決定に私は含まれていると思います。その中で、今お話のあった陳情2号については分かります。ただし、3号について、私は言いたいのは、11月17日の全員協議会は何だったのかと。あれだけ時間をかけて皆様と議論したものが簡単にひっくり返ってこういう形になっている。私はここで言いたいのは、この陳情は、この段階ではまだ上げるべきではない。4団体の話し合いを明日行うのであれば、明日その団体の話の結果、どうするかと、追加日程で入れればいけないじゃないですか。それが議運の仕事だと思

います。ですから、先ほどの議運の委員長の回答には、私は納得できません。

12番 大 館 今、議論されていることについてですね、まず最初に、田代議員が言われるように、正・副議長で4団体の方と話し合いをした結果を発表してからこれを決めるべきじゃないですか。何もそれ、どういう結果になったのかも何も知らされてない。（「何にも分からない。」の声あり）今、田代議員が言われたように、全員協議会で決めたじゃないですか、ね。正・副議長でその4団体の長と話し合いをしましょうと。その結果、何も報告されてないじゃないですか。（「議運で勝手にやればいいじゃない。」の声あり）それから話が始まるんじゃないですか。ちょっと進行の仕方がおかしいですよ。

4番 平 野 今、もう皆様、本当にこれ、議論に入ってしまったなというのがちょっと印象であります。議運の中では、井上委員長の非常に冷静な司会に、進行によって、本当に常にこう、ちょっと入りそうな雰囲気になったら、すぐに井上委員長が、ここはその内容の議論の場ではない、取扱いをどうするかというところで常に引き戻して、そして最終的に、先ほど委員長がおっしゃったように、これは町民からの陳情であると、これは取り上げて、そして委員会などに付託をして、委員会はどこになるか分からないけれども、とにかくそこで話をしているんじゃないかという取扱いを議運では決めたとは私は思っております。

今、委員の方は、そのお答えの中に自分の思っていることも含めていらっしやいましたけども、議運の中では全然そういう深いところに行こうとすると、常にここは扱いを決めるところだという裁きをしてくださったので、そういう議運の中では中身の議論はしておりません。

全協に、11月17日の全協に関しては、いろいろな皆さんの御意見が出ておりましたけれども、私も自分でメモをしたところと、メモができなかったところは後から簡単な議事録みたいなことを見せていただいてもう一度確認いたしました。が、はっきりとした結果としては、取りあえず正・副議長が4団体の代表と話をしていくと。ただ、そこで納得できなければ意見交換会をしようというのが全員の一致であって、この陳情を取り下げろとか、そういうことは別に議決をした覚えはありません。そういうところでもあります。

議 長 私としてはですね、本日、一般質問が終わった後ですね、この件について皆

さんと全員協議会を開きたいというふうに思ってます、スケジュールにも載せてあるわけなんです、その中でですね、17日に行われた議会側のいろんな意見、そして、それをですね、4団体との話合いで話した内容、そして4団体がどういうふうな受け方を、受け取り方をしたかということですね、本日の一般質問が終わった全員協議会の中で皆さんに一応理解していただこうと、そういうふうに思ってますが、それでいかがでしょうか。

12番 大 館 話をね、こじらせるわけじゃありませんけども、順番として、ちょっとその前に事前調整的なものをされてから決定されたほうがよかったんじゃないかなと思います。いきなりこういう日程の中で発表されちゃったから田代議員もそういう意見を出されたと思うんだよ。ちょっと順番が違うんじゃないですか。朝、始まる前に皆さんに調整するとか、そういう方法も取れたんじゃないですか。と思うよ。

5番 田 代 すみません、これは議長にお願いいたします。休憩をして、議会全員協議会の開催を要望いたします。公開ということで開催していただければありがたいと思います。このことについて、これでは私は終わらないと思う。それについて、もっとはっきりとした内容を詰めたんで、公開による議会全員協議会を要望いたします。

6番 井 上 今、休憩というふうな話も出たんですけども、どうにかと思うんですけども。ただいまはもう会期の決定にですね、日程としては議事日程としては入っていますので、先にその会期の決定についてはですね、決めていただいてから休憩等に入っていただければというふうに要望いたします。

5番 田 代 今、委員長からお話があったように、会期の決定、それはよろしいかと思えます。ただし、今のこの陳情については、別扱いということでお諮りいただければありがたいと思います。

議 長 陳情について別扱いということは、どういうことなんですか。

5番 田 代 私の考えとして、会期の決定というのは、ここにある予定表、この内容でやりますよということが会期の決定だと思います。私がお話ししているのは、会期はいいんですよ、この8日までで。この陳情の取扱いを、今日最後に全員協議会を開いて付託先を決めるって言いましたよね。それで、明日2日目に今度

は団体を呼んで意見交換会で、どこかで付託して案件を決めると思うんですけど、その内容が私は納得できないということなんです。ですから、会期は、決定はいいですよ。ただ、この付託案件については、これでするずるって行ったら、私はね、松田町議会はおかしいということでお諮りします。

議 長 今日全協の中での説明では駄目だということですか。

5 番 田 代 会期の決定はこれで結構だと思います。ただし、この陳情3号ですか、これについては別途全員協議会で協議すると。要するにこのとおり、これでいいのかと、もう一度再確認したいんですよ。もうこれ以上本会議でやってもちょっと時間がね、関係があるんで、そういったことでね、お諮りしたいということです。

4 番 平 野 これを、もう本当にここでこんなに紛糾してしまっているわけで、これは本当にオープンにして、これからね、委員会付託、どこになるかも分からないけれども、とにかくオープンにして、意見交換会などもオープンにして、そういうふうにして全て記録も残してやっていくべきことではないかと思います。本当にこの陳情が出てくること自体が異常だということは、皆さん承知していらっしゃると思うんですが、それはやはり町民が納得しないという1点があったわけですから、そのところをどういうふうに扱うかというところだって、もう委員会で協議すべきだと思うんですね。これだけもう話が沸いてしまっているわけですから、それこそ、じゃあこれはなしにしようよみたいにするわけにはいかないと思います。

議 長 それではですね、会期の決定について採決をとって、それでその後、暫時休憩をして、この件について議会全員協議会を開きたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声多数)

それでは、今回の会期の決定について、賛成の方の起立を求めます。

起立全員です。それでは、本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに決定いたしました。

よって、令和2年第4回松田町議会定例会の会期は、本日12月2日から12月8日までの7日間と決定いたしました。

議
長

それでは、暫時休憩いたします。 (9時36分)

休憩を解いて再開いたします。 (10時06分)

ただいま、陳情第3号については、委員長の報告どおり委員会付託ということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声多数)